

令和3年9月定例農業委員会 会議録

令和3年9月8日（金）

会 議 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
 - ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・ 議案第3号 非農地証明願について
 - ・ 議案第4号 農業経営基盤促進法第18条の規定による利用権の設定について
 - ・ 議案第5号 農業経営基盤促進法第18条の規定による利用権の設定について
(中間管理事業分)
 - ・ 議案第6号 農地中間機構が行う農地売買等事業に係るあっせん届出について
 - ・ 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
4. 報 告
 - ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - ・ 報告第2号 農地中間管理事業による権利設定について
5. その他
6. 閉 会

○事務局 皆さんおはようございます。定刻より少し早いんですが始めさせていただきます。

会議の前に皆様にご説明をいたします。現在和歌山県内におきましては、イベントや会議集会などの延期や中止を検討する旨の通知が、和歌山県知事より、県民の皆様へのお願いとして発出されています。橋本保健所管内におきましても、連日感染についての発表がなされている今日の中、農業委員会が開催する総会につきましても、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員合わせて総勢30名以上が参集することになることから、参加者の感染リスクが高まることが懸念され、また全国農業会議所からも新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織運営の対応について取りまとめられた資料が和歌山県農業会議を通じて通知されており、総会参加者の減員や総会時間の短縮等の対策を講じた上で開催して欲しい旨の内容となっております。

本委員会といたしましても、会長、県農業会議等と協議をした上で、農業委員会等

に関する法律の規定に逸脱しない範囲で農地利用最適化推進員の召集は行わず、さらに農業委員としての議決権の行使の制限になることが懸念されますが、過半の出席による開催という苦渋の決断をせざるをえない状況となりました。

本日の審議結果につきましては、ご欠席をいただきました農業委員並びに農地利用最適化推進員の皆様に郵送でお示しをいたします。今後の総会の開催につきましては、感染の拡大状況や予防対策の実施状況等を踏まえながら、継続して対策を講じて参ります。委員の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは令和3年9月農業委員会総会を開催いたします。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。農業委員11名中6名の出席があり、現に在任する委員の過半数が出席しており定足数に達しておりますので、本日の総会は成立していただきますことをご報告させていただきます。

なお、議席番号一番、和田守央委員。議席番号5番、畑昌男委員。議席番号7番、大西敏夫委員。議席番号八番、田中里美委員。議席番号九番、森口佳幸委員は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため出席を見合わせていただくことにご理解いただいた上で欠席届が提出されています。農地利用最適化推進委員につきましても、全委員に同様の理由により出席要請を行っておりません。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、円滑な議事進行にご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは開会にあたり事務局よりごあいさつを申し上げます。

○事務局長 はい。皆さん改めましておはようございます。もうコロナの話っていうのはなかなか触れたくはないんですけども、橋本市においてもワクチン接種が本当に進んでいるのにもかかわらず、家庭内感染等がまた増えつつあるという、そういった状況です。今、事務局の方から、知事の方からいろんなお願いということで、本日の会議もこういったメンバーで開催させていただくこと本当に恐縮ですが、ご協力をお願いしたいというふうに思います。

さて、東京オリンピックパラリンピックが終わりました。本当にパラリンピックで障害をお持ちの選手があんなに活躍する、私も今年ほどパラリンピックをじっくり見たっていうのは初めてなんですけども、本当に感動を覚えました。秋の収穫という、収穫販売という非常に大事な時期を迎えている状況の中で、先ほどからの新型コロナウイルスの影響があってまっせ橋本であったり、トップセールスであったり、対外的なPRを本当に自粛せざるをえないというような状況があります。そういった中でも、農林振興課において取り組んでますふるさと便や、インターネットを活用した販売というのは本当に注目されて、これからもっともっと売上げを伸ばしていくという、そういったところに私たちもしっかり携わっていきたいなというふうに考えてます。一方行政では6月、9月、12月、3月と、議会が開催されています。今年9月の議会でも農林振興条例が4月に施行されたという関係で、非常に農業に対する質問が出されています。10月の定例会では、こういった質問がされてたのかというのを、少し詳しく報告させていただけたらなというふうに思っています。

本日は本当に収穫を迎える、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第五条の規定により、池田会長にお願いをいたします。以後池田会長におかれましては、ご挨拶の後議事の進行をお願いいたします。

○池田会長 皆様、改めておはようございます。毎度、家で挨拶を考えてるんですけども、なぜか、部長と同じになったんでその部分を省略して。

この間事務局と一緒に県の農業会議に初めて出席させていただきました。それぞれ東京での研修会等で何回かお会いしたことある会長さんとお話いただいたりして、特に印象に残ったことってというのは、紀の川市に西川会長さんって年配の方がおいでるんですけども、私の目から見たら紀の川市ってというのは、農業でも最先端に行く中若手もたくさん就農してるって話を聞いてたんですけども、その中でやっぱり耕作されてない土地がたくさん増えてきて、どない解決したらいいんやろなっていう提言をされてました。私としては、最先端を行ってる地域でそのような意見が出るとは全く思っていなかったので、いつかは私らもそういう問題が、いつかじゃなくていつも思ってるんですけども、紀の川市もそうなんだっていうことを改めて知りました。それとびっくりしたことってというのが一つありまして、土地の所有者の名義が3分の1が他市町村の所有者になってるっていう現状を教えていただいて、橋本市はどないなってんのかなって聞かしてもうたら、そんなになってないっていうのを聞いて安心したんですけども、不動産の登記することで、収入に繋がるっていうような方もお見えになりますし、相続でっていうこともあるんやろうけども、だんだんとそれが結局遊休農地、耕作をされない土地になっていってしまうっていう懸念があって、会長さんがおっしゃったんですけども、私自身はもうカルチャーショックでびっくりいたしました。私たちもどないしたらええんかなっていうのは、日々思ってるんですけどもなかなか解決法が見つからない現実があります。

以上で挨拶終わらしていただいて、議事に入らしていただきます。

○議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行いたいと思います。橋本市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する、議事録署名委員は議席番号6番、林委員、議席番号10番、廣田委員の二名を指名します。また、書記には事務局職員を指名します。よろしくお願いいたします。

議事に入ります。本総会で審議されます案件は提出議案5件です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、2案件について事務局の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○事務局 はい。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった譲渡人、裕二郎さん。譲受人、裕一夫さん他1件の許可の可否について審議を求めるものです。なお、議案第1号でご審議いただく案件は、農地法第3条第2項の、全部効率利用要件、農業生産法人要件、信託要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、転貸禁

止要件、地域との調和要件の各号には該当しないため要件をすべて満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等を見ても問題がないこと。また、橋本市農業委員会が定める別段の面積、下限面積を超えていることから、許可要件を満たしていると判断されます。

議案書、位置図3の1から3-2-2及び別紙調査書をご覧ください。整理番号一番、橋本市隅田町芋生・・・、面積・・・㎡について、・・・から、・・・への売買による所有権移転です。譲受人は、農地約61aを経営する農業者です。譲渡人譲受人は兄弟関係にあり、これまでも譲受人である兄が譲渡人の弟からの依頼により、水稻の作付けを行っていました。譲渡人は現在東大阪市に住んでおり、今後も当該地での永住を考えていることから維持管理困難による当該農地処分のために、譲受人は耕作便利な申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るため承認願いたいとのことです。農業委員による意見書の確認は、釜谷委員にいただいております。

次に整理番号2番。橋本市高野口町伏原・・・、・・・㎡、・・・、・・・㎡、・・・、・・・㎡、・・・、・・・㎡、計5筆、・・・㎡について、・・・から・・・への売買による所有権移転となります。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のために、また譲受人は規模拡大のため承認願いたいとのことです。現在譲渡人は愛知県に在住しており、草刈等の維持管理ができなくなり譲受人と売買に至りました。譲受人は、農地約・・・aを経営する農業者です。この度耕作に便利な申請地を譲り受け、稲作、畑作を行い農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員の意見書の確認は林委員にいただいております。

説明は以上となりますが、後程、関係委員の追加説明をもらった上で、ご審議をお願いいたします。以上です。

○議長 はい。追加説明お願いいたします。

○釜谷委員 はい。釜谷でございます。私と推進委員さんと2人で現地に伺いましたんですけども、現地は先ほどの事務局の説明でありました譲受人がすでに依頼により米を作っております。譲渡人に電話で確認したんですけども、もう東大阪の方で住むことに決めて橋本市に戻ることはできなくなりましたと。そういうことで譲受人が従来から作付米を依頼して作ってもらったんですけど、そこに譲りたいと。将来も橋本へ帰ってくる予定がないということで、確認いたしました。先ほど言いました通り特に問題はないと、こう思っております。以上です。

○林委員 6番の林です。今事務局から説明があった通りなんですけど、この譲渡人ですか相続で土地を取得したんですけど愛知県から帰ってきて草刈をしてたんですけど、やっぱりもう無理やっちゃうことで譲受人にちょうど売買するということで。13年間向こうで住んでるっていうことで、大学卒業して愛知県で就職をいたしました、いうことでした。仕方がないかなと思います。それで場所はこれ草刈って手入れすればもう農地として利用できますので、問題ないと思います。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。これより質疑に移ります。質疑される方はご発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑がございませんでしたので質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本件を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がございませんので本件は原案の通り許可することに決定いたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明をいたします。議案第2号でご審議をいただく4案件は、現地調査により転用による著しい影響はないと判断され、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われることから、農地転用許可基準に照らし審査をした結果、許可要件を満たしていると判断されます。

議案書、位置図5-1から5-4及び別紙調査書をご覧ください。整理番号1番、橋本市岸上・・・、台帳地目、現況地目ともに田、面積・・・㎡について、本件受人はこの度自宅に隣接する本申請地を取得し、車両4台分の駐車場として利用したいとしています。排水計画では汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については敷地内にある雨水枡に集水し公共水路へ放流となっております。この件について地元区長の同意書が添付されております。事業に要する経費は、・・・円と見積もられ、事業経費以上の通帳の写しが添付されております。隣接する農地が2筆ありますが、2筆すべて同意を終えております。農業委員意見書の確認は佐藤委員にいただいております。本申請地の農地区分は用途地域内の農地であることから第三種農地と判断されます。

整理番号2番、橋本市神野々・・・。台帳地目、現況地目ともに田。面積・・・㎡について、本件受人は太陽光発電システムの販売を主な業務とする法人です。この度事業拡大を図るため本申請地を取得しパネル124枚、パワーコンディショナー2台、発電出力49.0kwの太陽光発電施設を設置したいとしています。排水計画では汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透となっております。この件について、地元水利組合等の同意書が添付されておりましたが、地元区長より水利組合がないのであればそのまま印なしで提出してください、とのことであつた経過書が添付されております。事業に要する経費は、・・・円と見積もられ必要経費以上の残高証明書が添付されております。隣接する農地がありますが土地所有者から同意を得ております。農業委員による意見書の確認は佐藤委員にいただいております。本申請地の農地区分につきましては用途地域から500メートル以内の区域内の農地であることから第2種農地と判断されます。

整理番号3番。橋本市賢堂・・・、台帳地目、現況地目ともに田、面積・・・㎡について、本件受人はこのたび本申請地を取得し木造二階建て住宅を建築したいとしております。排水計画では汚水は合併浄化槽で処理し、雨水については敷地内で集水後北側公共水道へ放流となっております。この件について紀の川用水土地改良区並びに地元区長の意見書及び同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と

見積もられ、事業経費以上の融資に関する書類が添付されております。隣接する農地がありますが土地所有者から同意を得ております。農業委員による意見書の確認は廣田委員にいただいております。本申請地の農地区分は用途地域内の農地であることから第3種農地と判断されます。

整理番号4番。高野口町伏原・・・、面積・・・㎡について、本件受人は不動産の売買、仲介、賃貸、管理等を主な業務とする法人です。この度事業拡大を図るため2棟の分譲住宅を建築したいとしております。排水計画では汚水雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水については敷地内で集水後、東側並びに南側側溝へ放流となっております。この件について、地元自治会長の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の残高証明書が添付されております。隣接する農地はございません。農業委員による意見書の確認は林委員にいただいております。本地については、農地区分は市街化が見込まれる地域内の農地であることから第2種農地と判断をされます。

説明は以上となります。後程関係委員の追加説明を願った上で、ご審議をお願いいたします。

○議長 はい。事務局の説明が終わりましたので担当委員さんの説明をお願いいたします。整理番号1番からお願いします。

○佐藤委員 3番の佐藤です。・・・さんの土地を・・・さんが譲り受け駐車場にしたいというふうな話で進めておった件なんですけれども、事務局の言う通り問題ないと私は思いました。

次に2番の件も事務局の通り問題ないと思います。この件、申請地の隣に家が建ってたんですけど、そこはまだ説明がないということで、譲受人の方にちゃんと説明して施工するようお願いをしたというふうな感じで問題ないと思います。

○廣田委員 はい、10番の廣田です。3番の案件について説明させていただきます。譲渡人は賃貸住宅で住んでおりましたんですが、子供が3名になりまして手狭となったことからこの住宅を取得したいということでございました。譲渡人は大阪在住で、農地の管理が困難な状況のため今回の権利移転となったものです。推進員さんとともに現地を調査いたしました折隣接する住宅の方の話によりますと、草生えて困ったんやと、家建ててくれたらありがたいわ、とのことでした。以上の理由により、何ら問題もなく、許可相当と判断いたします。以上です。

○林委員 6番の林です。譲渡人さん、譲受人さん相方に確認したんですが譲受人の事務所もちょうどこの土地の前の方にあるんですが、行ってもちょっと不在でしたので、3回ほど行ったんですが、話はできなかつたです。譲渡人は向島で本当にもう年がだいぶいっとるんですが、今年の雨が多いんで草刈が疲れるわもう、これ以上管理が難しいとのことで、仕方がないと思います。管理に大変苦労しているとおっしゃってました。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。これより質疑に移りたいと思います。質疑される方はご発言お願いいたします。

○廣田委員 1番の案件ですが、駐車場で雨水の処理は浸透をさすということでございま

したが、浸透さすということは駐車場に舗装をしないということと考えましたら、はたに道がありますんやけども、どういう道か現地について私わかりませんが、駐車場の土を持って出るんじゃないかという心配をするわけですが、その点、地域の委員さんいかがでしょうか。

○佐藤委員 道というのは、西側ですか？

○廣田委員 申請地の西側。

○佐藤委員 西側は、農道なんです。

○廣田委員 いや、この駐車場は舗装されるの、されないの？

○佐藤委員 この駐車場の南側、3件あるうちの真ん中もう家の人なんですけれども、今申請やっていただいているのは、ほんで家の近くに駐車場が欲しいというふうな感じで、今回の申請に、これの台数がちょっと多いいうふうな形で、停めるところがもう少なくなってきたんで、そういうふうな意見なんですけど。

○事務局 はい。事務局から補足で説明させていただきます。委員からご質問がありましたが、舗装につきましては、表層は、再生密粒ということになっておりますので、クラッシュラン、ないしは再生密粒ASなのでアスファルト、簡単なやつが入ると思いますので、自然浸透であと未浸透分についてのご質問だったと思うんですが、それは敷地内にあります雨水集水桝に集めて、公共水路へ放流という計画になっております。以上です。

○廣田委員 ありがとうございます。

○議長 他にございませんでしょうか。

○廣田委員 はい。さきほどから何度も悪いんですけど、10番の廣田ですが、事務局の説明によると隣接同意はないけども、総合的に判断してええやろうということで、再度お尋ねいたします。

○事務局 はい。整理番号2番の案件なのですが、同意書があるんですが地元水利、または地元区長の同委員がないということでございましたが、もともと当該地につきましては、水利組合が存在しないところでありまして、事業者、申請人の方から地元区長に同意を求めていったところ、もう地元水利がないのであれば区の方としては、区長印はもう押さないけれども、話は聞きましたと、もうそのまま提出してくださいという旨の経過書が添付されて、申請に至っているということでございます。また佐藤委員の方から、建設についての説明にありましたが、こちらの担当課の方にも確認いたしましたところ、今後事業者の方から、設置についてその際に地元住民さんであったり、地元区長であったり、ご説明に上がるということで聞いております。以上です。

○廣田委員 はいよくわかりました、ありがとうございました。

○議長 他にございませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑がありませんので質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、本件を許可相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

はい。異議なしの言葉がありましたので、本件は許可相当の意見を付して原案の通り県知事に進達することに決定いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、並びに議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分は、橋本市農業委員会会議規則第9条の規定に基づき一括審議といたします。事務局に説明をもとめます。

○事務局 はい。それでは議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、及び議案第4号同利用権設定について、中間管理事業分についてご説明いたします。

今月の申請は個人同士、いわゆる相対の申請が4件、中間管理機構通じた申請が計5件ありますが、事前に委員の皆様からの意見書や申請書を確認した結果、すべての案件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の、すべてを満たしていると思われ、許可相当と判断しております。

それでは、議案書の基-1ページ及び位置図の基-1ページをご覧ください。申請は合計4件ありますが、代表して整理番号一番の案件をご説明いたします。利用権の設定を受けるものは・・・、利用権の設定をするのは・・・。利用権を設定する土地は、橋本市隅田町芋生・・・、・・・、・・・、・・・の計4筆です。現況地目は田で面積は合計・・・㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用いたします。利用権の期間は1年と6ヶ月となっております。

なお議案第3号にかかる申請につきましては、合計10筆、計・・・㎡となっております。

続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分についてご説明いたします。申請は合計5件ありますが、代表して整理番号一番の案件についてご説明いたします。

議案書の中-1ページと、位置図の中-1-1から中-1-3までをご覧ください。利用権の設定を受けるものが、・・・。利用権の設定するものは、・・・。利用権を設定する土地は、橋本市隅田町上兵庫・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、隅田町中下・・・の計6筆、面積は合計・・・㎡となっております。現況地目は畑で、果樹園として利用すると伺っております。利用権の種類は使用貸借で、利用権の期間は5年間となっております。今回中間管理事業を使用して利用権設定する土地は、全部で12筆、合計10,664㎡となっております。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。追加説明があれば、関係委員からお願いいたします。

○釜谷委員 位置図の基-1をちょっと見ていただきたいんですが、・・・さんから・・・さんの方に土地を貸すということでございます。貸人の自宅はこの囲いがあるちょっと薄いところ、ここに自宅があります。その裏の道から見たら横の方から東から西にかけて、畑、田んぼですけども、現在は何も作っておりません。ただ耕運機

で草の生え具合は調整しております。聞きましたところを中西さんはこの土地で何を
するんかということを知ったんですが、主に野菜を作りたいということでございま
したんで、野入さんと中西さんの関係は知人関係だと、よく知ってる人だということ
でございまして。その周りにも野入さんの土地はあるんですがこの土地はちょっと、年が
いって来たんでそこまで手がまわらんということでお貸しするという事らしいで
す。そういうことで特に問題ないと思います。

○議長 はい。ありがとうございます。他に何か、説明される方はおいでになりますか。
それではこれより質疑に移ります。質疑される方はご発言をお願いいたします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号農
業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権設定について並びに議案第4号、
農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業
分本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしの言葉がありましたので、本件は原案の通り承認することに決定い
たします。

議案第5号、中間管理機構が行う農地売買等事業に係るあっせん申し出についてを
上程し、事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。それでは、議案第5号、農地中間管理機構が行う農地売買等事業に係る
あっせんについてご説明いたします。議案書のあー1及び位置図あー1をご覧ください。
まず、この本届につきましては、農地中間管理機構の特例事業規定による農地売
買事業を行うための申し出となっております。本事業は規模縮小や後継者がなく離農
しようとする農家の農地を中間管理機構が一度買い入れ、次の相手先農家へ売り渡す
事業となっております。この事業を活用することによって、農地を出してる農家につ
きましては不動産譲渡所得税について800万円の特別控除であったり、受け手農家
につきましては不動産取得税を3分の2に軽減するなど、特例制度を受けることができ
るようになる制度となっております。

それでは、説明いたします。今回の申し出につきましては本農地を取得するあっせ
んの申し込みとなっております。申請者は・・・さん。申し込みする土地は、橋本
市高野口町名倉・・・ほか12筆となっており、現況地目は畑で面積は合計・・・㎡
となっております。本申請地は、令和3年3月及び4月の定例会で所有者であ
る・・・氏から、中間管理機構へ売り渡す旨のあっせん届があった農地となつてお
り、現在はその手続きが進み、和歌山県農業公社中間管理機構へ売買が行われて、所
有権が移転している農地となっております。・・・氏は九度山町で認定農業者として
農業を営んでおり、本申請地を・・・さんから貸借し耕作していた方となつてお
りません。本委員会で・・・さんが買い手として適当と認めた場合、中間管理機構その旨を
通知しその後、中間管理機構から・・・へ農地を売り渡す手続きを行うこととなつて
おります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 はい。事務局の説明が終わりました。担当委員は私になるんですけども、推進員さんの大矢さんが現場を見に行っていて、もうすでに柿も作られていて問題ないってことは聞いております。これより質疑に移ります。質疑される方はご発言をお願いいたします。

(質疑なし)

質疑がありませんので質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号、農地中間管理機構が行う農地売買等事業に係るあっせん申し出について、本件を承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしの言葉がございましたので、本件は原案の通り承認することに決定いたします。その他に移りたいと思います。本日もご出席の委員の皆様から何かご意見ご質問はございましたらお受けいたします。

(特になし)

ないようですので、以上で本日の農業委員会に総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。令和3年9月農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年9月8日

会 長 池田 泰子 ⑩

6 番 林 義文 ⑩

10番 廣田 征男 ⑩